

<h1>アジア女性基金 ニュース NO.8</h1>	<p>NO.8 1997年3月5日 ASIAN WOMEN'S FUND TEL.03-3583-9346 FAX.03-3583-9347</p>
<p>財団法人女性のためのアジア平和国民基金(アジア女性基金)事務局 ©〒107 東京都港区赤坂2-17-42 赤坂アネックス ©郵便振替口座 00180-3-71167</p>	

韓国で元「慰安婦」7人の方にお届け

償い金など

フィリピンでは9人が受け取り

「このように受け取ることができ、感激です。感謝します」…「総理の手紙」「理事長の手紙」などのお届けが終わると、おばあさんたちは涙をぬぐって話されました。1月11日午後、急遽駆けつけた金平理事・団長のアジア女性基金訪韓団は、韓国ソウル市内のホテルでお届けする会を開いて、まず5人にお渡ししました。この場に出席できなかった2人には、すぐに金平理事らが自宅などへ出向いてお届けし、合計7人の方にお渡ししました。一方、昨年8月最初に受け取っていただいたフィリピンでは、これまでに9人の方に「償い金」等をお届けしています。

【韓国】7人がそろって感謝のことば

1月11日にお届けしたのは、①政府からあずかった「総理の手紙」②償いの事業の趣旨を明らかにした理事長の手紙③拠金者のメッセージ④償い金お届けと医療・福祉支援事業の実施目録です。午後2時、5人の方を迎えて野中邦子運営審議会副委員長の司会で始め、金平輝子理事あいさつ、理事から総理の手紙のお渡し、韓国語での朗読、理事長の手紙も同様。金田君子さん(75歳)ら全員から一様に「みなさんのご苦勞によって受け取ることができました」と感謝の言葉があり、3時に終了しました。この会には高崎運営審議会委員長、中嶋運営審議委員も同席、ご本人たちの希望などにより非公開で行いました。同日夕刻、東京都内のホテルで原文兵衛理事長を始めとする関係者が記者会見で発表しました。

ソウルの報道 ソウルでこのニュースは、翌日朝刊から数日間、報道されました。「一人でも受け取る人が出るか」との空気は一変、支援団体とマスコミは「買収工作」「奇襲、だまし」と反応しました。しかし実際に受け取った人が、「基金に反対し受け取るなどという支援団体が、私たちに何をしてくれたというのか。生きているうちに薬代にするのが悪いことか。死んでからでは何にもならない」などと語り、その声がテレビや新聞で報道されました。訪韓団のメンバーは、「温泉治療旅行でもしてみたい、田舎に家を借りてほうれんそうを作ったりして暮らしたい…」との声も聞きました。

いきさつ 高齢で「明日死ぬかも知れない。生きているうちに」の切実な声に応えたい、また受け取るというと非難攻撃にあう状況を放置できない。日本政府からの医療・福祉支援事業などはウソ、などといわれる事態に対処したい。そうしたところ、実際に受け取りたいとの意思が伝えられたため、緊急の判断で実施しました。これは、募金に協力していただいたみなさんの気持ちを早くお伝えすることでもありました。昨年12月16日、まず金田君子さんから理事長あてに「受け取る意思」を伝える手紙、24日にはさらに6人から同様の趣旨の手紙が届いた経緯がありました。



「償い金などを受け取りたいと意思を伝えてこられた方には、基金は、お届けできるようにしたい」と基金は12月16日の三者合同・理事会で確認し、韓国の方々にお届けするに至ったものです。

団体の動向 韓国の支援団体・挺身隊問題対策協議会（挺対協）は昨年来、基金の面会要請、説明を拒否したまま、基金批判を続けています。この挺対協、基督教団体などが10月に結成した「市民連帯」は、「アジア女性基金に反対する募金」（尹貞玉挺対協共同代表）を行っています。今度の基金事業の実施については両団体が連名で非難声明を出しました。同時に、政府と社会が被害者たちに十分に深い愛情を示すことができなかつた点について反省も表しています。

韓国政府 「被害者および被害者団体が総意として受け入れることのできる解決方策」を日本政府に求め、今度の基金事業の実施に遺憾の意向を明らかにしています。

こうした中で犠牲者の1人、文玉珠さんが10月26日、大邱市内の病院で亡くなっています（72歳）。韓国の「従軍慰安婦」訴訟原告で亡くなった方は初めてです。また事業実施後の2月2日、姜徳景さん（67歳）がソウル中央病院で亡くなりました。

【フィリピン】9人に償い金等をお届け、支援事業も開始へ

昨年11月までに6人の方に、その後新たに3人、計9人の方がフィリピン政府から認定され、基金は償い金等をお届けしました。さらに申請書を出して手続き中の方々があります。しかし新たにお届けした方の2人がその直後、亡くなりました。

支援団体・リラ・ピリピーナは「アジア女性基金に関する委員会」の活動の一部をタナ上げして、日本の国会の動きを見守っています。医療・福祉支援事業については、基金から有馬副理事長が訪比し、1月15日、フィリピン政府社会福祉開発省と覚書に調印。事業は5年間とし、償い金等を受け取った方に1人当たり120万円規模（初年度91万円）で事業を開始しました。

【台湾】婦援会の理解を得る努力つづける

台湾で調査、認定、支援を行っている婦援会（台北市婦女救援福利事業基金会）は、当初、アジア女性基金の対話チームが会ってきましたが、その後、日本政府の補償と支援を求める姿勢を強めて、基金との接触を拒否しています。基金は、事態が好転するよう努力を続けています。

【インドネシア】老人ホーム事業実施

インドネシア政府提案の老人ホーム事業について、元「慰安婦」と名乗り出ている方や女性を優先させる等を基金より提案しインドネシア政府との間で合意されたので、この事業は元「慰安婦」の方々に役立つものと判断して事業の開始を決定しました。

●募金総額は4億7250万4472万円(2月13日現在)

「慰安婦」関係資料委員会が始動

歴史の教訓とする事業の一環

基金の「慰安婦」関係資料委員会が、いよいよ資料調査に入りました。

この「慰安婦」関係資料委員会は昨年10月22日、基金が発足させました。国内外での史資料の閲覧と収集、資料等の刊行などを行い、「歴史の教訓とする」事業の展開を図るものです。

委員会は高崎宗司委員長、和田春樹副委員長、衛藤瀋吉顧問を選出して会合を重ねています。

〔「慰安婦」関係資料委員会〕 饗庭孝典・杏林大学教授 浅野豊美・東京大学博士課程 衛藤瀋吉・東京大学名誉教授 我部政男・山梨学院大学教授 倉沢愛子・名古屋大学教授 後藤乾一・早稲田大学教授 高崎宗司・津田塾大学教授 高橋祥起・徳島文理大学教授 秦郁彦・千葉大学教授 橋本ヒロ子・十文字大学助教授 波多野澄夫・筑波大学教授 和田春樹・東京大学教授

「慰安婦」論議に「見解」**「過去の歴史を直視し、正しく後世に伝える」を共通の精神に**

見 解

1997年2月20日

東京大学教授 和田 春樹
(アジア女性基金呼びかけ人)

昨年秋より中学校教科書における新たな記述に関連して「従軍慰安婦」問題が各方面でさかんに議論されるようになりました。国民がこの問題に関心を持ち、真剣に議論することは私たちの歓迎するところです。しかし、政府とともに、「従軍慰安婦」にされた方々に対するお詫びと償いのために活動している女性のためのアジア平和国民基金に関わる者としては、問題を感じざるを得ない意見も存在します。そのような意見に接するとき、あらためて自分たちの立場をふりかえり、再確認することが必要になるように思います。そこで基金に関わっている者として、いま一度「従軍慰安婦」問題にかんする私の意見を述べてみたいと存じます。

過去の戦争の時代に対する正しい認識をもつことは、こんにちアジアの近隣諸国の人々との心のかような友好協力関係を発展させるために、きわめて重要です。1972年の日中共同声明において「日本国は、過去において日本国が戦争を通じて中国国民に重大な損害を与えたことについての責任を感じ、深く反省する」との表明がなされました。その後も歴代政府は努力を重ねました。1995年、戦後50年にあたり、国会は衆議院において、6月9日、決議を採択し、わが国が植民地支配と侵略的行為によって「アジアの隣国に苦痛を与えたことに対して反省の誠を捧げる」ことを表明しました。つづいて村山内閣総理大臣が8月15日に首相談話を発表し、わが国が「植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えたことを認め、反省とお詫びの気持ちを表明しました。

いわゆる「従軍慰安婦」問題は中国に対する戦争の過程で発生した問題です。日本軍が戦火を満州から全中国に拡大するにつれて、占領地で日本軍兵士による中国人婦女子に対する強姦が頻発しました。これは陸軍刑法に照らしても、一般刑法に照らしてもまぎれもない犯罪であり、その罪を犯した兵士は軍法会議において厳罰に処せられることが法です。日中戦争開始後昭和14年末までに軍法会議において処刑された者の中には強姦致死傷をはたらいた者

732人が数えられます。しかし、罰せられたのは一部であったと考えられます。事態を憂慮した派遣軍司令部では「性的慰安の設備を整え」、事件の発生を防ごうとしました。ここにおいて軍の要請をもとに慰安所が大々的に設置されるにいたったのです。この慰安所が民間人の業者によって設置されたとしても、これが戦争遂行のために必要な設備として軍の要請によって設置されたのであれば、この慰安所の存在に対して日本国家と日本軍は道義的責任を免れません。

一部では、慰安所に女性たちを集めるのに、国家機関の直接的強制力が加えられたかどうかともっばら問題にされており、官憲による強制が立証されなければ問題はなかったかのごとき主張がなされています。しかしこれは当をえません。官憲による直接的強制を立証する文書資料がまだ発見されていないのはたしかです。そして朝鮮半島から集められた女性たちの申し立てで圧倒的に多いのは、甘言をもって欺かれて、集められたという証言です。その場合、しばしば甘言をもって欺いたのは民間の業者であったと考えられます。しかし、そのような業者の活動が軍や官憲の便宜供与のもとにおこなわれ、欺かれた女性たちが軍の統制下にある施設において性的奉仕を強いられたのなら、国と軍はそのことに対する道義的責任を免れません。東南アジア諸国、とりわけフィリピンの場合は、証言が指摘するところでは、慰安所に集められる現地女性には直接的な強制手段が用いられることがありました。

ところで、このような慰安所を設置したのは日本だけではなく、第二次大戦中ドイツ軍においても慰安所がもうけられていたということを指摘し、日本だけがこの問題で非難を受けることは不当だという意見が存在します。しかし、ナチス・ドイツの軍隊がそうしているからといって、旧日本軍もそうしてよいということにはならないでしょう。旧日本軍の行為はそのものとして検討され、判断されるべきです。もしもそれが反省すべきことだとすれば、ドイツ人にさきがけて日本人が反省を表明することはむしろ人類共同体に対する積極的な貢献になると思われれます。

日本政府は、韓国の元「従軍慰安婦」たちの批判を受け、1992年7月6日と93年8月4日に「従軍慰安婦」問題調査結果を発表しました。軍関与のも

とに設置された慰安所に集められ、心身にわたり癒しがたい傷を負った女性たちが存在するという事実が認定されました。その事実認識にもとづき、歴代政府の取り組みに立脚して、昨年8月、橋本内閣総理大臣の「おわびの手紙」が発されたのです。

「いわゆる従軍慰安婦問題は、当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題でございました。私は、日本国総理大臣として改めて、いわゆる従軍慰安婦として数多の苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われたすべての方々に対し、心からおわびと反省の気持ちを申し上げます。

我々は、過去の重みからも未来への責任からも逃れるわけにはまいりません。わが国としては、道義

的責任を痛感しつつ、おわびと反省の気持ちを踏まえ、過去の歴史を直視し、正しく後世に伝えるとともに、いわれなき暴力など女性の名誉と尊厳に関する諸問題にも積極的に取り組んでいかなければならないと考えております。」

この総理の手紙に示された精神は、この間の努力の積み重ねの上に最終的にかたちをあたえられたものであり、政府と基金の共同の精神であって、国民のものとなるべき見方です。歴史教育もこの精神にそって考えられていくことが望まれます。この態度は被害を受けたアジア諸国民に対して全世界の注目の中で日本国が約束した一線であり、これから後退することはありえないのです。

アジア女性基金の歩み

●——1995年——

- 6月14日 五十嵐官房長官(当時)、女性のためのアジア平和国民基金の事業、政府の取り組み、「よびかけ人」の名簿を発表
- 7月18日 呼びかけ人の「よびかけ文」、村山総理(当時)「ごあいさつ」発表
- 7月19日 女性のためのアジア平和国民基金が発足、東京都港区内に事務所開設
- 8月1日 設立のついで
- 8月11日 政府、アジア女性基金の事業に協力する旨、閣議了解
- 8月15日 新聞などで呼びかけを行い、募金活動を開始
- 9月22日 募金総額5000万円に
- 11月10日 前後に中央紙・ブロック紙・地方紙に「募金協力呼びかけ」を掲載
- 11月27日 日本記者クラブ主催記者会見に、原文兵衛理事長、平林博外政審議室長らが出席
- 12月6日 募金総額1億円を超える
- 12月8日 女性のためのアジア平和国民基金に財団法人許可(総理府・外務省共管)
- 12月22日 国会議員による「女性のためのアジア議員連盟」(三塚博会長)が発足
- 12月25日 アジア女性基金への寄付が指定寄付金等(所得の控除)に指定され官報に公示

●——1996年——

- 1月22日 対話チームがフィリピン、台湾を訪問
- 2-3月 中央紙・ブロック紙・地方紙に募金呼びかけの新聞広告
- 3月8日 募金総額が2億円を超える。テレビ情報番組でアジア女性基金広報・募金協力を求める
- 4月9日 国連人権委員会(ジュネーブ)傍聴に和田事務局出張

5月中旬 駐日韓国報道記者、日本記者とそれぞれ懇談

6月14日 来日韓国記者団と懇談

6月4日 200万円を下回らない償い金、医療・福祉・住宅等の個人支援事業を決定、作業部会設置を決める

6月13日 募金総額4億円を超える

7月19日 第1グループ3カ国・地域について償い金一律200万円、医療・福祉の個人支援事業10年で7億円規模実施を決定。3カ国・地域同時開始を合意

7月末より 韓国、台湾、フィリピンへ対話チーム訪問

8月5、6日 「女性の権利について」国際フォーラム(東京)、続いて京都で開催

8月11日 下村理事、国連人権小委(ジュネーブ)傍聴

8月14日 フィリピンで認定された4人の元「従軍慰安婦」に「総理の手紙」・償い金をお届け。フィリピン、東京で記者会見

9月5日 外務省招待韓国プレスと懇談

9月11日 東京新宿区内で、アジア女性基金の活動についての集会

9月30日 基金指定寄付等(所得控除)97年3月31日まで延長改訂(官報)

10月初旬 フィリピンに「アジア女性基金に関する委員会」正式発足

10月22日 「慰安婦」関係資料委員会発足

11月29日 基金大阪集会 有馬副理事長ほかが出席

12月13日 9日に基金償い金等を受ける表明をした韓国元「従軍慰安婦」から理事長に同趣旨の書簡届く。理事会で韓国、台湾での償い金等を年内にもお届けする方針を確認

12月25日 「従軍慰安婦」にされた方々を支援する「アジアとの対話をすすめる会」発足

●——1997年——

1月11日 韓国で7人の元「従軍慰安婦」の方々に償い金等のお届け実施。東京での記者会見で公表

1月15日 フィリピン政府社会福祉開発省との間で医療・福祉支援事業実施を合意